国家知識産権局

目次

第一　前回の要請事項の要旨

貴局に対する前回の要請事項の要旨は、以下のようなものでした。

一．全般

１．審査の促進と適正確保

要請　1

(１)審査請求からファーストアクション及び登録までの期間を可能な限り短縮し、その結果について定期的に開示していただきたい。
(２)審査手続きを改善していただきたい。

２．優先審査制度・早期審査制度の導入

要請　2

優先審査制度及び早期審査制度を導入していただきたい。

二．特許関係の改善

１．新規性判断における公用に関する世界主義の採用

要請　3

(１)特許における新規性阻害要因に外国での公然実施を加えていただきたい。
(２)インターネット上での公開が刊行物公知にあたることを確認していただきたい。

２．新規性喪失の例外の拡大

要請　4

新規性喪失の例外規定に試験及び刊行物公知を加えていただきたい。また、新規性判断に世界主義を採用する場合（要請３）は、新規性喪失の例外規定にインターネットでの公開及びパリ条約上の博覧会も加えていただきたい。

３．冒認出願の無効事由としての明示

要請　5

他人の発明を盗み、自己もしくは第三者を発明者であるとした特許出願である冒認出願を、拒絶理由及び無効理由として明示していただきたい。

４．プログラム自体及びビジネス方法の特許としての保護

要請　6

プログラム自体及びコンピュータを用いたビジネス方法を特許できる発明と明示していただきたい。

５．間接侵害の新設

要請　７

間接侵害について明文で規定していただきたい。

三．実用新案関係の改善
新規性判断における公用についての世界主義の採用及び権利行使の制限

要請　８

(１)実用新案の新規性阻害要因、新規性喪失の例外の拡大、冒認出願の取り扱いについて、前述の特許に関する要請３、４、５と同様の対処をしていただきたい。
(２)実用新案権の裁判外での権利主張及び訴え提起段階において、技術評価書の提示を必要とするよう明示していただきたい。
(３)何人であっても実用新案技術評価書を請求できるよう条文上明示していただきたい。

四．意匠関係の改善
新規性についての世界主義、部分意匠の採用、保護期間、権利行使の制限

要請　９

(１)意匠の新規性阻害要因、新規性喪失の例外の拡大、冒認出願、間接侵害について前述の特許に関する要請３、４、５、７と同様の対処をしていただきたい。
(２)部分意匠制度を導入していただきたい。
(３)権利保護期間をより長期化していただきたい。
(４)意匠の権利行使に技術評価書の提示を必要としていただきたい。

第二　前回の要請事項に関するその後の経緯

１．前回の要請書提出後、国際出願についての特許法実施細則の改正、渉外代理人の拡大など、国際基準に適合するためのいくつかの改善がありました。
　また、審査期間のデータが開示され、その期間も短縮へ向けての改善が見られました。

２．具体的には以下のようなケースで改善が報告されています。
（A）冒認出願の意匠権の無効審判について、約５ヶ月という短期間で審決が出ました。
（B）審査官への技術説明を行うことにより早期に特許査定が出されました。

第三　今回の優先要請事項

　今回は、日本企業にとって、現段階で特に喫緊の問題である以下の三点を優先的要請事項とします。
１．商品のデザイン模倣品対策の強化
２．冒認出願対策
３．優先審査制度の改善

要請事項１（商品のデザイン模倣品対策の強化）

１．物品のデザインを決めるに当たっては多くの創作的努力がなされるのもであり、その経済的コストも多額に上ります。しかし、近時、デザインの模倣の被害が増加していますので、制度面を中心とした対策の抜本的な強化が必要です。模倣品の海外輸出も重大な問題です。特に被害が深刻な分野は、日用品、家庭用電化製品、乗用車、衣料品、文房具、玩具などです。

２．被害例として以下のようなケースが報告されています。

（Ａ）継電器、光スイッチ（デザインが全く同一で形式番号を一部変えている）
（Ｂ）工業用テープ
（Ｃ）キャラクター人形、電子玩具、プラモデル等
（Ｄ）デジタルカメラ用リチウムイオン電池。（パッケージ、製品本体、取扱説明書に至るまで全て模倣されている）
（Ｅ）発電機
（Ｆ）二輪車、自動車

３．具体的要請事項は以下の通りです。

（１）意匠制度の改正（部分意匠制度の導入等）

意匠制度の目的は、デザインの保護ですが、近年、物品の一部分の形状や模様のような部分だけについて模倣するなど巧妙な回避が増加しています。しかし現在の意匠制度ではこれを取り締まれないのみならず、他にこれを有効に取り締まれる制度が存在しません。これを規制するため、製品の一部分を意匠として認める部分意匠制度を導入されるよう要請します。このような法制度は、日本、韓国、ドイツなどで採用されているほか、米国などでも同様の行為が規制可能とされております。

（２）反不正当競争法の改正への力添え（形態模倣禁止行為の追加等）

①　反不正当競争法の規定に、形態模倣行為の禁止規定を新設することを要請しています。このような形態の保護は、貴国の意匠制度がいまだ世界公知公用制度を採用していない状況では、極めて有効な補完制度といえますので、反不正当競争法を改正すべくお力添えをお願いします。ちなみに日本を始め多くの国で、この制度が採用されています。但し上記の部分意匠と異なり、この制度は全体の模倣を対象とするので、部分の模倣対策という意味では、なお前記の部分意匠制度導入の必要があります。

②　反不正当競争法第５条第２項の周知な表示には、物の「包装」が定められていますが、商品の外観自体がこれに含まれるか否かが明らかではありません。しかし、かかる外観に対しても公衆の信頼が生じるものであり、これを保護する必要があります。従って、外観もこれにも含まれることを条文上明示されるよう要請しておりますので、お力添えをお願いいたします。

③　上記反不正当競争法は、意匠制度と異なり、権利の存在を前提としていないために、侵害訴訟において無効審判の問題が生じることなく、迅速に救済が得られるというメリットがあります。

要請事項２（冒認出願対策）

（１）近時、外国製品発明や意匠を中国国内で第三者が勝手に申請してしまう、いわゆ

る冒認出願が増加しています。これについて以下の様なケースが報告されています。
（A）中国の市場にはまだでていない日本の自動車のデザインが第三者により意匠出願された。また冒認出願をしたデザインにより模倣車を製造している。
（B）工業用テープでは模倣業者が勝手に商標出願をし、現在無効にするための対応をしている。
（C）玩具の模倣品のカタログに意匠番号記載があり、それにより冒認出願をされていたことが発覚した。自社のカタログ、広告などにより無効審判をかけた。

（２）上記の様な冒認出願においては、以下の制度が完備されていないため、その発明者、創作者側が無効を主張できず、中国市場への参入を阻止されるという、極めて不合理な事態が生じております。外国企業はこれに重大な懸念をもっておりますので、この是正を要請します。
①新規性等の判断基準に刊行物以外の世界の公知・公用例を採用することを要請します。併せてインターネットでの公知が刊行物公知に当たることも明確にして頂きたいと思います。
②冒認出願ないしその登録がそれぞれ拒絶理由及び無効理由であることを条文上明示することを要請します。

（３）上記冒認出願は特に意匠について顕著ですが、これは意匠制度が現在無審査であることにも一因があると考えられます。今後は審査制度の早期導入も併せてご検討いただきたいと考えます。

要請事項３（優先審査制度の改善）

（１）現在の中国の制度では、知識産権局は、係属中の出願が中国の利益、或いは公共の利益に重大な意味を持つ出願については、出願人、或いは主管部門の要求によって特許局の局長の許可を得て、その出願を優先して審査できるとしています。
しかし、出願している発明等などを模倣していると思われるにも拘らず、権利が成立していないため権利行使できない事例も多くみられます。例えば、二輪車の意匠権の無効審判では、３年７ヶ月もの期間がかかっております。従って、以下のように制度を改善していただきたくよう要請します。
このような優先審査制度の改善は早期権利化が必要な出願人にとっても、紛争が巻き込まれた被害者にとっても有益であり、かつ全体の審査期間の短縮化にも資するものです。
①下記のような第三者実施要件などを含む適用の拡大
（ⅰ）実際に出願された発明等を出願人やそのライセンシーが実施し、又は第三者が違法に実施している場合の出願
（ⅱ）貴国へのライセンス供与や投資などを予定している外国関連の出願
②上記①の場合に出願人等が権利として直接優先審査を請求でき、そのような優先審査の請求があった場合応答いただくこと
（２）侵害訴訟と無効審判との関係について、いくつかの調整規定がありますが、現実には意匠などの場合には無効審判が提起されると侵害訴訟の進行が著しく遅延してしまうようなケースが報告されております。そこで、この侵害訴訟が提起されている場合における無効審判の促進に関する制度上及び運用上の改善を要請しま

す。

第四　その他の要請事項

一、特許について

１．審査の促進

審査期間の短縮は全体としては改善されていますが、一部ではまだ審査の遅延があるとの報告がありますので、更なる改善を求めます。また、分野ごとに進捗状況が異なりますので、各分野毎の審査期間を開示いただくよう要請します。また無効審判の審理も迅速化していただきたいという意見があります。

２．審査の適正化

審査運用面では、引例（証拠文献）なしで拒絶理由通知が出されたり、審査官面接を拒否されたという事例が引き続きありましたので、その改善をしていただきたいと思います。

３．新規性喪失例外規定

新規性喪失例外規定に、試験や刊行物による発表を加え、インターネットでの発表及びパリ条約第 11 条の国際博覧会を新規性喪失の除外事由に加えていただきたいと思います。

４．コンピュータプログラムに関する発明

昨年８月の日中実務者会合でビジネス方法に関し、デバイスと結びついたものについては発明として認められる場合がある旨ご回答をいただいておりますので、その推進をお願いいたします。

５．間接侵害行為

間接侵害が権利侵害になることを明確に規定していただきたいと思います。

二、実用新案制度及び意匠制度について

（１）実用新案についても特許及び意匠制度に対する要請と同様①公知公用に関する世界主義の採用、②新規性喪失の例外、③冒認出願の扱いについて改善を求めます。

（２）意匠権の存続期間について１０年とされていますが、より長期の保護を求めます。

以上

.